

令和4年度第2回横浜市大規模小売店舗立地審議会会議録	
日 時	令和4年7月22日（金）午前10時09分～午前11時14分
開催場所	横浜市庁舎31階共用会議室31-S03（WEB会議形式）
出席者	石塚会長、上野委員、大西委員、白石委員、藤井委員、松行委員
欠席者	才原委員
開催形態	公開（傍聴者4人）
議 題	<p>1 前回審議会の会議録確認 令和4年度第1回横浜市大規模小売店舗立地審議会会議録について</p> <p>2 審議事項 「（仮称）港南台9丁目店舗」新設計画について</p> <p>3 審議事項 「川和町SC計画」新設計画について</p>
決定事項	<p>1 令和4年度第1回横浜市大規模小売店舗立地審議会会議録について、承認する。</p> <p>2 「（仮称）港南台9丁目店舗」新設計画について、事務局の通知案のとおりとする。</p> <p>3 「川和町SC計画」新設計画について、事務局の通知案のとおりとする。</p>
議 事	<p><b>開 会</b></p> <p><b>○石塚会長</b> ただいまから、令和4年度第2回横浜市大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。皆様、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。 初めに、委員の出席状況と会議の公開について、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p><b>○事務局</b> 本日の審議会の委員の出席状況についてですが、委員総数7名中6名の委員が御出席されており、本審議会条例第6号第2項の規定により、会議開催の定足数に達していることを御報告いたします。 次に、審議会の公開についてですが、本審議会は横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条の規定により、公開で行われますことを御報告いたします。 傍聴の皆様申し上げます。傍聴の皆様は、この会議の中で御発言や写真撮影、録音等はできませんので、あらかじめよろしくお願いいたします。</p> <p><b>○石塚会長</b> それでは、議事に移らせていただきますが、議事進行は、本審議会条例第5条第3項の規定により、会長である私が務めさせていただきます。御協力よろしくお願いいたします。 まず、今回の会議録についてですが、次回の審議会開催までおおむね2か月以上の期間を要することが判明している場合、事前に会議録確認者を定め、確認者</p>

からの確認書提出をもって公表することとしております。次回開催の予定について、事務局から御報告をお願いいたします。

**○事務局**

現在の届出状況から考えますと、次回開催はおおむね2か月未満になる見込みです。

**議 題**

**1 前回審議会の会議録確認**

令和4年度第1回横浜市大規模小売店舗立地審議会会議録について

**○石塚会長**

それでは、議題1は前回審議会の会議録確認についてです。令和4年度第1回横浜市大規模小売店舗立地審議会の会議録につきましては既にお渡ししておりますが、何か御意見などございましたらお願いいたします。

会議録を承認するという事で、よろしいでしょうか。

(了承)

**2 審議事項**

「(仮称)港南台9丁目店舗」新設計画について

**○石塚会長**

それでは、議題2、審議事項の「(仮称)港南台9丁目店舗」新設計画について、事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局**

※「(仮称)港南台9丁目店舗」新設計画について説明

以上を踏まえて、法第8条第4項に基づく横浜市の意見はなしということで判断しますが、説明会で、環状3号線の渋滞による生活道路への交通の流入や路上駐車増加、また、排気ガスなどによる生活環境の悪化を懸念する意見が多くあったことなどを考慮し、以下を付帯事項としてお諮りします。

「当該店舗の周辺には、多くの住宅が立地しています。そのため、説明会での出席者からの意見を真摯に受け止め、来客車両が住宅地を通過することで生活環境が悪化することがないように、必要な対策を講じてください。また、開店後、駐車場出入口の安全対策、店舗周辺の交通環境、及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」

以上で説明を終わります。

**○石塚会長**

ありがとうございます。それでは、御質問・御意見などございましたらお伺いしたいと思います。初めに上野委員、お願いいたします。

**○上野委員**

私は騒音を見ていますが、やはり南側の住宅に対しての対策が一番気になるところです。駐車場のところは壁をふさげないという話も法律上、致し方ないのかなど。その範囲での予測で一応基準は満たしているということで、今回まとめていただいた、付帯事項に書いてある文言も含めて妥当かなと見ているところです。

1点だけ、教えていただきたいのですが、東側の騒音の予測地点Gのところは公園施設と図面上では書いてありますが、14ページには集合住宅と書いてあります。ここに、住宅があるのですか。

**○事務局**

14ページの図面を御覧になっていただきますと、G地点とB地点が東側に面しており、B地点のところにはマンションが建っています。今、上野先生におっしゃっていただいたG地点のところは、このマンションの敷地内で公園的なものがあり、住宅の管理をするような建物が建っているということです。

**○上野委員**

分かりました。ここに荷さばきなど大型車両が集まってきたりするので。

**○事務局**

人が住まわれているものではないです。

**○上野委員**

分かりました。ありがとうございます。

**○石塚会長**

続きまして、大西委員、お願いできますでしょうか。

**○大西委員**

付帯事項をつけていただきましたので、こちらを順守していただくようお願いしたいと思います。

あわせまして、3点ほど確認させていただきたい点がございます。1点目、通常の営業時間帯が、資料の最初のページのものとは異なって8時30分から21時30分ということで、最初のページの8時から22時というのは最長ということが資料でもあったと思います。通常の営業時間帯になった場合に駐車場の利用時間はどうなるのか教えていただきたいと思います。最初のページの駐車場の利用可能な時間帯というのは、多分、最長のほうに合わせていると思いますので、通常の営業時間帯についてはどうなのかというのが1点目です。

2点目は、先ほど口頭で交通整理員が一定期間配置されるというお話があったと思いますが、目安として一定期間がどれぐらいなのかというのを教えていただ

ければと思います。

3点目としまして、交通整理員の方が案内する場所が未定ということですが、想定としてどういったところでどんな案内をされるのかということをお教えいただけたらと思います。以上です。

#### ○事務局

まず、駐車場の利用時間ですが、お店の営業時間は、通常時は8時30分から21時30分ということで、説明会でも事業者が説明しています。駐車場について、現段階の予定としては、届出のとおり、7時30分から22時30分まで利用できるようにするということが事業者としては考えているそうです。ただ、運用する中で、開店後、周辺交通に支障が見られる場合は利用時間の短縮を検討するなど対応していくということです。

2点目の交通整理員につきまして、一定期間ということ、説明会等でも説明しておりますが、まだ明確にどのくらいの期間ということとは決まっていないということです。オープンは今後12月を予定しておりますが、オープン1か月前に地元の港南警察署と安全対策協議を行い、実際にどのくらいの期間、交通整理員を配置するかを決定していくということです。

3点目の交通整理員の配置の場所ですが、現段階の想定としては、交差点3がお店に入ってくる信号になりますので、こちらにプレートを持った交通整理員を配置することを想定しています。駐車場満車時にはこちらで入庫しないように誘導していく計画となっています。

#### ○大西委員

特に1点目について、通常の営業時間帯での駐車場の時間帯ということですが、朝の混雑する時間帯であるとか深夜の遅い時間帯ですので、できるだけ現実に即して、周囲に迷惑がかからないような運用を検討していただきたいと思えます。

#### ○事務局

設置者に伝えてまいります。

#### ○石塚会長

続きまして、白石委員、お願いいたします。

#### ○白石委員

今回の件では、付帯事項に、開店後にしっかりと状況を見ながら対応するようにつけたのは非常にいいことだと思えました。統計を取っているわけではないのですが、住民等の意見書の提出が最近あまり見かけないような気がします。しかし、説明会でいろいろと御意見が出たことや、客観的に見て地図上からも周りに住宅地が広がっている状況から、付帯事項を書いていたと思いますが、このような流れは重要だと思っています。事業者側も、前例があつて他がこうだったから自分たちもこうしなければいけないのだなというような、そういった流

れができてくると非常にいいことだと思いました。以上、感想めいたものになります。

**○石塚会長**

続きまして、藤井委員、お願いいたします。

**○藤井委員**

既にほかの先生方から言っていたことで承知しました。あとは、付帯事項をつけていただいたのはよろしかったと思います。住民説明会で、20時はほとんど深夜というのは極端な御意見かとは思いますが、周辺の住民の強い危惧というのが読み取れます。事業者様としては御意見箱を設置するという対応策を考えているということですので、何かあったときは真摯に対応いただければと思います。

**○事務局**

設置者に伝えてまいります。

**○石塚会長**

では、松行委員、お願いいたします。

**○松行委員**

既に先生方が言われたことと同じですが、1点、今まで交通についての御意見が出ましたけれども、私もやはり交通について懸念しております。このオーケースーパーは非常に安くて人気があるところで、通常のスーパーよりも広範囲から車を使って来られる方が多いと思います。オープン時や土日とかに駐車場に入り切れない車が、生活道路のところに並んでいるという状況になると、近隣の皆さんにご迷惑になってしまいます。そういったことがないように、混む時期には交通整理員をきちんと置いて、並んでいる車両はある台数並んだら帰っていただくなど、そういった対応をしていただければと思います。

**○事務局**

設置者に伝えてまいります。

**○石塚会長**

うちの近所にも大きなオーケーがあり、いろいろなところからいらっしゃるので、オープン当時はオーケー渋滞と地元で言われていたほど渋滞していました。その後、そういうことがなくなったので、いろいろ工夫していただいたのだと思いますが、非常に心配ではあるので、オープン後の状況を注視して、改善することが大切だと思います。

そのほかに何か御意見がありましたら、お願いいたします。大丈夫そうですね。

それでは、ただいまの（仮称）港南台9丁目店舗の法第5条第1項に基づく届出について、審議会の答申として、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しない旨を通知することを相当とし、以下について付帯事項といたします。

「当該店舗の周辺には、多くの住宅が立地しています。そのため、説明会での出席者からの意見を真摯に受け止め、来客車両が住宅地を通過することで生活環境が悪化することがないように、必要な対策を講じてください。また、開店後、駐車場出入口の安全対策、店舗周辺の交通環境、及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」

ということで、よろしいでしょうか。

(了承)

#### ○石塚会長

御承認いただいた通知案の内容をもって、会長名で横浜市長宛てに答申いたします。なお、審議会閉会後の事務手続きの中で、てにをはの修正など、事務局から答申書について確認する必要がある際については、私に一任していただくということでよろしいでしょうか。

(了承)

### 3 審議事項

#### 「川和町S C計画」新設計画について

#### ○石塚会長

それでは次の議題、審議事項の「川和町S C計画」新設計画について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

※「川和町S C計画」新設計画について説明

以上を踏まえて、法第8条第4項に基づく横浜市の見解はなしということで判断したいと思いますが、住民や都市交通課からの意見にもあるように、駐車場の出入口や敷地内の安全対策が必要なこと、住民が交通渋滞を懸念されていること、また、計画地の西側には住宅が並んでいることから、次を付帯事項としたいと考えております。

「開店後、駐車場出入口及び敷地内の車両や歩行者等の安全対策、店舗周辺の交通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」

説明は以上になります。

#### ○石塚会長

では、御質問・御意見などございましたらお伺いしたいと思います。まず、上野委員お願いします。

#### ○上野委員

確認させていただきたいのが、東側の住宅に対しての騒音影響という点で、8

ページで防音壁が予測地点のEの前に立っていますが、その近くに荷さばき作業音というオレンジ色のマークがあります。荷さばきの施設はここにあるのでしょうかということと、それと関連して、防音壁をここに立ててEの住宅に対して配慮をしているということだと思のですが、12ページの予測結果を見ると、E地点の予測位置が0.2メートルという高さになっています。これは高さ方向の予測の中で数字が大きかった地点という理解で大丈夫でしょうか。つまり、塀を立てたら、普通は高さとしては上のほうの値が大きくなることが多いかと思うのですが、その2点だけ確認させてください。

**○事務局**

まず、Eの近くにオレンジ色の丸があって、ここに荷さばき施設があるのかという点ですが、このオレンジ色のところは荷さばき施設になっています。

予測地点の高さについてですが、最も音が大きいところで予測した結果をこちらに載せていて、0.2メートルの高さが一番大きかったということになります。

**○上野委員**

Eのところは0.2メートルということで地面すれすれだと思います。そこが、塀を越えてくる音の予測だと思いますけれども、0.2メートルが一番高かったということで大丈夫ですか。

**○事務局**

0.2メートルの高さが最も音が大きかったという結果になっています。

**○上野委員**

そうですね。分かりました。そういうことでしたら、その辺、適切に予測した結果として基準値範囲に収まっているということで理解できますので、結構です。

**○石塚会長**

下のところが最も大きかったということなのですね。では、次に大西委員、お願いいたします。

**○大西委員**

ほとんど付帯事項に書かれていることですが、コメントだけいたします。退店時に横浜駅方面に行く場合には、右折の地点まで非常に距離が短いという御指摘もありまして、そこで渋滞や安全性の問題が出てくる可能性もありますので、こういったところに気をつけていただきたいということと、敷地内での車両と歩行者の動線の危険性というところも指摘されていまして、安全性については特に気をつけていただければと思います。

**○事務局**

設置者に伝えてまいります。

**○石塚会長**

続きまして、白石委員、お願いいたします。

**○白石委員**

出入口の渋滞がやはり心配かなと思いました。地図でも分かるように、大きめの施設が駅近にできて、車両が集まってくるというイメージがあります。事業者もいろいろ工夫し渋滞は起こらない見込みとのことですが、店舗自体の駐車台数も結構多いということですので、開店後に渋滞が起こらないように、また渋滞が発生した際の対策をぜひ御検討いただくことを、事業者にお伝えいただければと思います。

**○事務局**

設置者に伝えてまいります。

**○石塚会長**

続きまして、藤井委員、お願いいたします。

**○藤井委員**

出庫してから右折レーンまでのところで、2車線をまたいで入ることになりますが、警察と十分に協議されて、信号との位置関係上、仕方ないということなので致し方ないと思います。また、大店立地審議会で言及できる範囲の境界上というか、どちらかというところかなと思っていて大変苦しいところではありますが、事業者さんには、車線をいきなりまたいで直角に出て行って右折レーンにそのまま直角に曲がって入ることがないように気をつけていただければと思います。必ずしてくださいということは申し上げられないので、気をつけていただければ幸いです。

もう一つは、資料の20ページ、都市交通課から御意見が出ています。私の手元に頂いている資料と事業者見解のところが違うのですが、これは後から変更になったということでしょうか。

**○事務局**

こちらの事業者見解については、最初に資料をお送りしたときから事業者の見解が変更になり、今表示されているこちらの内容が最新の見解となります。

**○藤井委員**

私からは以上です。

**○石塚会長**

では、松行委員、お願いいたします。

**○松行委員**

私もやはり交通と騒音について懸念しています。騒音については、周辺が戸建ての住宅になっていますが、夜間の騒音がぎりぎりだと思います。等価騒音レベルは、夜間がA地点43、C地点45と、範囲内とはいえ、かなりぎりぎりです。夜遅くまでやっているお店のようで、駐車場も午前0時30分まで利用でき、基準内とはいえ、深夜にいろいろな音が出ると非常に気になる方も多いと思います。周



	<p>辺の方からそういったことで苦情が出たら真摯に対応していただければと思います。</p> <p><b>○事務局</b> 設置者に伝えてまいります。</p> <p><b>○石塚会長</b> そのほかに何かございますでしょうか。大丈夫ですか。 それでは、ただいまの川和町ＳＣ計画の法第５条第１項に基づく届出について、審議会の答申としては法第８条第４項に基づく横浜市の意見を有しない旨を通知することを相当とする。なお、以下について付帯事項とします。 「開店後、駐車場出入口及び敷地内の車両や歩行者等の安全対策、店舗周辺の交通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」 ということでよろしいでしょうか。 (了承)</p> <p><b>○石塚会長</b> それでは、今、御承認いただいた通知案の内容をもって、会長名で横浜市長宛てに答申いたします。先ほど同様、審議会閉会後の事務手続きの中で、てにをはの修正など、事務局から答申書について確認する必要が生じた際については、私に一任していただくということでよろしいでしょうか。 (了承)</p> <p><b>閉 会</b></p> <p><b>○石塚会長</b> それでは、これをもちまして、令和４年度第２回横浜市大規模小売店舗立地審議会を閉会いたします。委員の皆様、御協力ありがとうございました。</p>
	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料１ 「(仮称) 港南台９丁目店舗」新設計画について</li> <li>・資料２ 「川和町ＳＣ」新設計画について</li> </ul>